

伊勢茶の振興に関する条例（仮称）素案 概要

前文（背景）

- 歴史と伝統ある伊勢茶は、現代においても三重県の主要な農産物
- 国内での緑茶消費量が減少する一方、海外需要の増進等といった消費拡大の気運の高まりもみられる
- このような中、伊勢茶の歴史と伝統の継承、新しい伊勢茶の親しみ方の創出等がなされるよう、伊勢茶の振興を図っていく



条例の目的

伊勢茶の普及の促進及び
伊勢茶に親しむ機会の確保
の2本柱により、伊勢茶の振興を図る

この条例における「伊勢茶」

この条例において「伊勢茶」とは、
県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう
※ 緑茶のみならず、ウーロン茶、紅茶等も広く対象
※ いかなる名称であるかを問わない



基本理念

- 伊勢茶の普及の促進
 - 様々な場において伊勢茶に親しむ環境を整備
 - 伊勢茶の価値向上及び消費拡大を図る
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - 伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せ、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつなげる

役割等

- 県の責務 ○茶業者の役割
- 飲食店営業者等の役割
- 茶業者等への支援
- 県民の協力等 ○市町との協働
- 連携協力体制の整備

計画の策定

伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保
に関する施策の推進を図るために計画を策定

※ 現行の「伊勢茶振興計画」と一体に策定することを想定

基本的施策

- 伊勢茶の普及の促進
 - 飲食店営業者等による伊勢茶の販売等の促進
 - 伊勢茶等による乾杯の取組の促進
 - 伊勢茶の普及宣伝等の強化
 - 伊勢茶の新たな需要の開拓の促進・伊勢茶の輸出の促進
- 伊勢茶に親しむ機会の確保
 - 学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保
 - 伊勢茶学に基づく食育の推進
- 顕彰
- 伊勢茶の日（or伊勢茶の月（週）間）

